

平成26年4月1日における組織改編について

1 マーケティング課シティセールス推進室の廃止について

総合政策部マーケティング課シティセールス推進室の所掌事務をマーケティング係に移し、シティセールス推進室を廃止する。

効率的行政組織の構築（課内室の見直し）

シティセールス推進室の所掌事務がマーケティング課の主要事業となっており、組織的に一つとして機動的に対応できる事務執行体制として、流入人口増加を目指した施策を継続して展開するため、所掌事務をマーケティング係に移してシティセールス推進室を廃止する。

（改編前） 1室1係

（改編後） 1係

総合政策部

マーケティング課

マーケティング課

シティセールス推進室



マーケティング係

マーケティング係

2 行政改革推進課IT推進係の設置について

総合政策部行政改革推進課IT推進室をIT推進係へ改編する。

効率的行政組織の構築（課内室の見直し）

情報化として、システム導入や更新の検討や実施を担当しているが、導入したシステム更新は継続して発生するものであること、またマイナンバー制度のように行政事務のネットワーク化は更に進むことから、情報施策の担当部署として課内室から常設的な係へ改編する。

（改編前） 1室1係

（改編後） 2係

総合政策部

行政改革推進課

行政改革推進課

IT推進室

行政改革推進係

行政改革推進係



IT推進係

3 コミュニティ課防犯係と消費生活センター系の設置及び市民活動推進室の廃止について

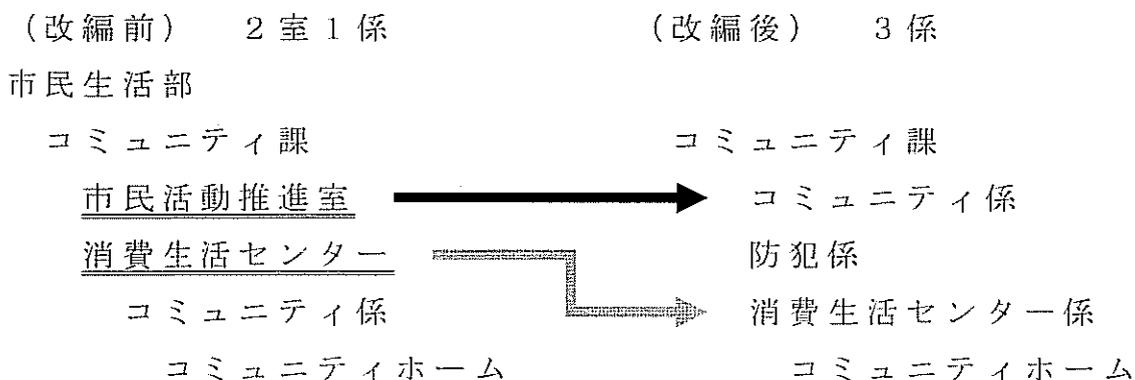
市民生活部コミュニティ課に防犯係を設置し、市民活動推進室の事務をコミュニティ係に移して廃止し、消費生活センターを消費生活センター係へ改編する。

安心安全なまちづくりに向けた防犯事務体制の整備及び効率的行政組織の構築（課内室の見直し）

人口増加を続けている本市では、安心安全なまちづくりへの取り組みは重要課題であり、防犯事務の執行体制を整備するため、コミュニティ係から防犯に係る事務を分けて新たに防犯係を設置する。

市民活動推進室は、市民活動推進センターの運營業務と市民活動支援業務を委託しセンターの運営体制が確立したことから、所掌事務をコミュニティ係へ移し市民活動推進室を廃止する。

消費生活センターは、高齢化の進行や巧妙化する詐欺や悪質商法の拡大から、消費者行政の重要な役割を担っている。消費者への啓発を担う担当部署として課内室から常設的な係へ改編する。



4 子ども家庭課地域子育て支援センター系の設置について

子ども家庭部子ども家庭課地域子育て支援センターを地域子育て支援センター系へ改編する。

効率的行政組織の構築（課内室の見直し）

子育て支援センターは、子育て支援業務を市内に広める役割から、市内地域子育て支援センターが少ない地区に出向いての出前事業の実施というように、きめ細かな業務の実践へ変化している。子育て支援業務の実施する担当部署として課内室から常設的な係へ改編する。

（改編前） 2室2係

（改編後） 1室3係

子ども家庭部

子ども家庭課

子ども政策室

地域子育て支援センター

子育て支援係

給付係

児童館・児童センター

子ども家庭課

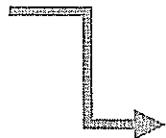
子ども政策室

子育て支援係

給付係

地域子育て支援センター系

児童館・児童センター



5 環境政策課放射能対策室の廃止について

環境部環境政策課放射能対策室の事務を環境保全係へ移し、放射能対策室を廃止する。

効率的行政組織の構築（課内室の見直し）

平成23年8月に設置した放射能対策室は、放射性物質による汚染問題に対応し、いち早く計画を策定し除染作業を実施した。放射線量は一定の基準以下となったことから、東京電力への賠償請求やモニタリング業務を環境保全係に移し、放射能対策室を廃止する。

6 環境部クリーンセンターの設置について

環境部リサイクル推進課とクリーン推進課の2課を統合し、新たにクリーンセンターを設置する。

効率的行政組織の構築（課の統合）

連携し廃棄物処理業務を担当してきたが、廃棄物処理として似かよった業務であるため、効率的とはいえない状況となっていることから、リサイクル推進課とクリーン推進課の2課を統合し、新たな課としてクリーンセンターを設置する。

（改編前） 3課1室6係

（改編後） 2課5係

環境部

環境政策課

放射能対策室

環境政策係

環境保全係

環境政策課

環境政策係

環境保全係

リサイクル推進課

リサイクル係

エコセンター係

クリーン推進課

管理係

クリーン係

クリーンセンター

管理計画係

収集・リサイクル係

森のまちエコセンター係

7 生涯学習課体育施設整備室の設置について

生涯学習部生涯学習課内に新たに体育施設整備室を設置する。

効率的行政組織の構築（課内室の設置）

本市の体育施設では、建て替えを行う総合体育館の管理運営規定の策定と、第2物流センター建設に伴う新川耕地スポーツフィールドの移転という課題がある。いずれの課題を期限までに実施するために、体育施設整備体制を強化するため、生涯学習課内に体育施設整備室を設置する。

（改編前） 2 係

（改編後） 1 室 2 係

生涯学習部

生涯学習課

生涯学習課

体育施設整備室

生涯学習係

生涯学習係

スポーツ振興係

スポーツ振興係

青少年指導センター

青少年指導センター

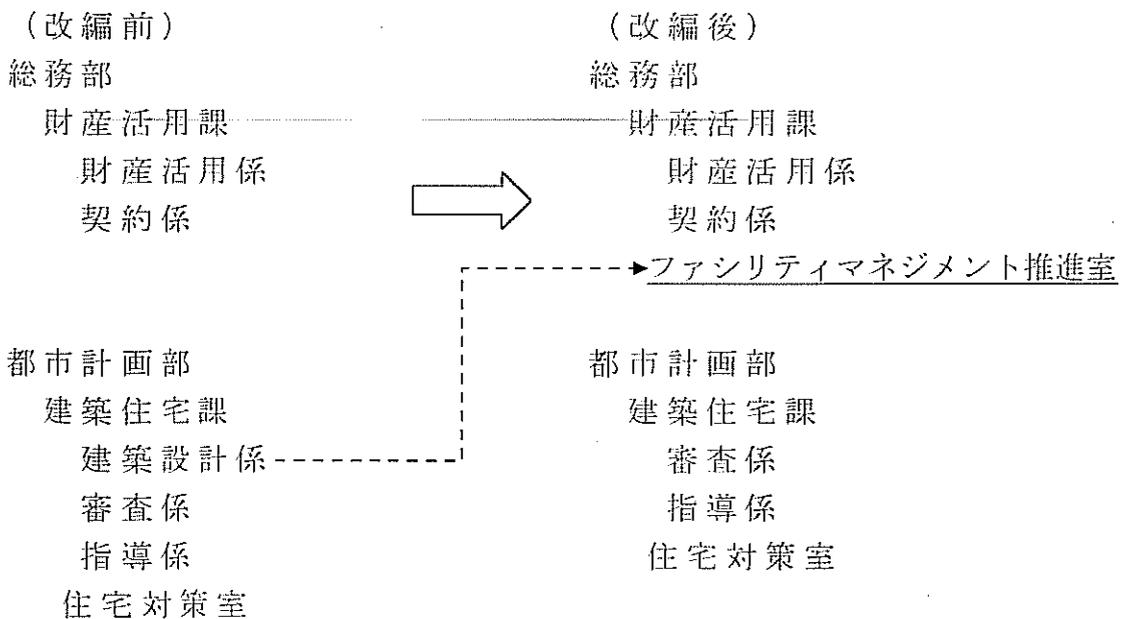
＜平成25年第4回定例会において、議案を上程し可決された案件＞
 ファシリティマネジメント推進室の設置について

総務部財産活用課内に新たにファシリティマネジメント推進室を設置する。

ファシリティマネジメントへの取組体制の強化

本市は、これまでにファシリティマネジメントの取り組みにより、5億円以上のコストメリット、包括施設管理業務委託、施設サービス・質の向上など、一定の成果をあげてきた。

今後、公共建築物の設計や営繕に関することも所掌事務として、公共施設保全計画を推進していくため、財産活用課内にファシリティマネジメント推進室を新たに設置する。



流山市部設置条例

第2条 部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(2) 総務部

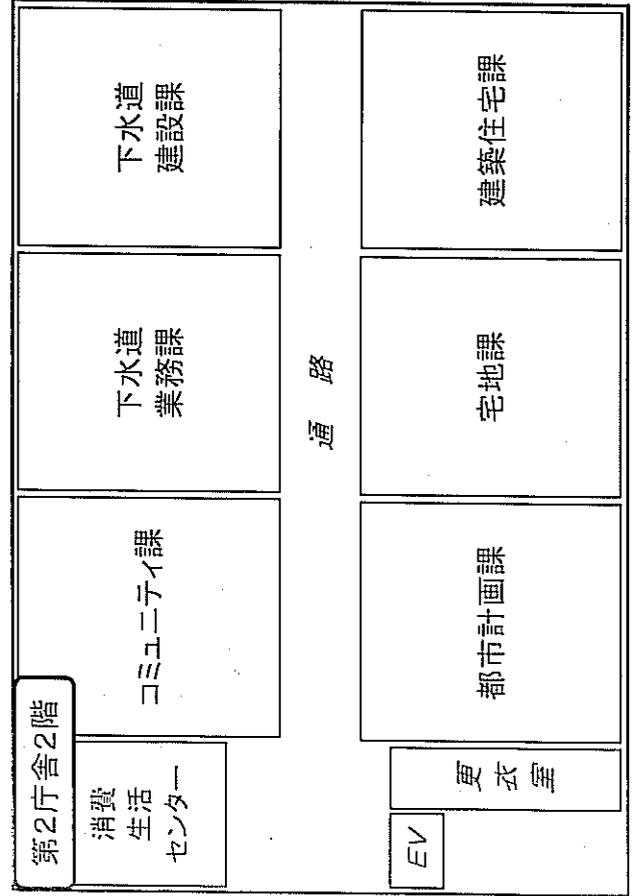
- ア 議会及び行政一般に関すること。
- イ 法規に関すること。
- ウ 文書及び情報公開に関すること。
- エ 人事及び研修に関すること。
- オ 給与及び厚生に関すること。
- カ 市有財産に関すること。
- キ 契約に関すること。

(9) 都市計画部

- ア 都市計画に関すること。
- イ 交通計画に関すること。
- ウ 建築確認及び開発行為に関すること。
- エ ~~建築設計及び営繕に関すること。~~
 (都市計画部から総務部に移管)

「建築設計及び営繕に関すること。」を包含するものです。

移動前



移動後

移動日 3月29日(土)・30日(日)

